

岩手県内で起業予定の方(岩手県内に居住又は居住予定)へ

R4.4.11暫定版

令和4年度岩手県地方創生起業支援金 のご案内

※旧名：岩手県地域課題解決型起業支援金（令和元年度～令和3年度）

岩手県内で、地域課題の解決を目的とした社会的
事業を新たに起業する方などを対象に、対象経費の
最大2分の1(最大200万円)を補助します。

<募集期間(予定)>

令和4年5月16日(月)

～6月30日(木)

対象者

岩手県内に居住又は令和5年2月15日までに居住を予定し、社会的事業の起業等を行う以下の方

- ・令和4年4月1日から令和5年2月15日までの間に、岩手県内で個人事業の開業届出又は法人設立を行う方
- ・令和4年4月1日から令和5年2月15日までの間に、事業承継や第二創業を経て、Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野の新たな事業に取り組む方

※ 地域おこし協力隊(最終年次又は任期終了翌年)や就農等、国交付金の対象となる方は対象外です

対象事業

岩手県内で実施する地域活性化関連、まちづくりの推進、過疎地域等活性化関連、買物弱者支援、地域交通支援、社会教育関連、子育て支援、環境関連、社会福祉関連又はSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野等で、地域社会が抱える課題の解決に資する社会的事業

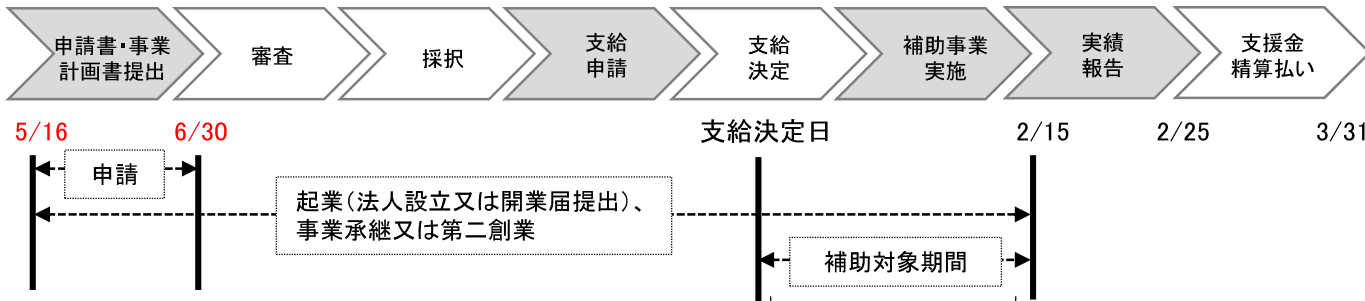
補助対象経費

人件費、店舗賃借料、設備費、原材料費、知的財産等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費等の創業に要する経費 ※支給決定日(予定:8月上旬)以降に支出する経費のみが対象となります。

申請から支給までの流れ

起業支援金の支給を受けるためには、募集期間内に申請書及び事業計画書等を執行団体に提出のうえ、募集期間終了後に行われる審査委員会で採択されることが必要です。

審査委員会では、事業の「社会性」「事業性」「必要性」の観点から審査を行い、採択者を決定します。



応募手続き

- ・起業支援金の募集、審査、伴走支援、支援金の交付等は、執行団体(※別途決定)が行います。
 - ・応募手続きについては、今後決定のうえ、執行団体からお知らせします。
- なお、執行団体の決定及び起業支援金の募集については、県ホームページでもお知らせします。

※令和4年4月時点の予定であり、実施に当たり変更することがあります。